時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價郵送料廣告料は左の如し

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓〇月曜日休刊

〇時事新報社より直接に郵送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢ノ郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料（前金）

	一日限	七日以上
一行五號活字廿四字詰	六日迄	
一行ニ付	十三錢	十一錢
	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社あるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐるみと寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

刑死者に關する内務省令

既に國法を犯して刑死したる者あり假令へ其私に於て憐むべきものあるにもせよ之を賞揚哀悼して以て死後に榮譽を授るが如きは社會の風儀を害し秩序を紊すの基あれば深く戒めて忌むべき筈なれども世間の實際を見れば鼠小僧の一類乃至政治狂の輩人まで往々義と稱せられ思と呼ばれ暗に人心を動かして當に世俗の末流のみならず中等以上に重きを成せる人々も亦みれに連なりて墓石の碎片を重寶とおすもあれば甚だしきは白日公然祭弔を營み特に壯麗を極めて殆に示威運動の意を寓するみとさへあるに非ず親戚故舊の者か香華を供して其情を慰むるは不可なけれども是れとても猶ほ世間の手前を遠慮するの通例あるに緣るものにして國法に觸れたる刑死者を庇護し揚美せんと試むるは滅に意外の沙汰にして我輩は公安の爲め常に苦々しく思ふ所なりしに此回内務省にては省令第十一號を以て其筆の取締を嚴にし刑死者の弔祭は勿論、すべて之を賞揚哀悼するに關して規律を定めたるは頗ふる時弊に適したる處置と云はざる可らず我輩の贊成する所あれども之に付て更に望む所は省令の文字に非ずして其精神を擴張せんみと是れあり抑も刑死者を賞揚哀悼す可らずと云ふは社會の安寧秩序を思へばあり安寧秩序を保全するは國法を嚴守するみを第一にして若しも人民の之に依遵するを好まざるときは空しく國法に向て恥辱を加ふべきのみ苟も其現存する限りは決して犯す可らざるや勿論あれば夫の國法は隨時に變更あるべきも其みれを犯す可らずと云ふの理は萬世に通じて明白あるべし左れば德川時代の國法も國法なり明治年間の國法も亦國法あり將來も亦蓋し將來の國法あらん唯時勢の變遷と共に其主義成文を別にするが故に既往の罪する所にして現今の罪せざるあり現今の問ふ所にして將來の問はざる所あらん左れば舊幕府の時代に罪を犯すも之を今日の國法に照して罪す可らず問ふ可らざる其上に或は其舊時の國法を犯して國是の變革を促しる其主義の爲めに功勞少からざる者もあらんとは雖も國家生存長路より觀察し來れば國法は犯す可らず如何とおれば其みれを犯す可らざるは公安を保全するが爲にして公安保全の大義を缺くものは國にして國に非ざればあり故に一國の政治上に時に變遷あるも唯是れ國運の波瀾のみあれば其波瀾の際に運動して假令へ新政治に多少の便利を與ふるみとあるにもせよ要擊暗殺等陰險ある罪を犯したる者は國家生存の長路に於て公安を害したる罪人ありとして毫も假借する所あるべからず然らざれば國法不可犯の要義立たずして其結果は猶ほ無事の日に現行の國法を犯したる者を不問に付すると同樣あらざるを得ず以上の事理果して違ふみとあるも顧みて維新以來の事實を觀ふに當時決死の士にして今日の神社に祭られ又は舊時の功勞によりて贈位せられたる人々の中には或は時の執政を害し又は陰險の手段を以て人を要擊したる者はあかる可きや竊に掛念に堪へず我輩敢て其人々の誠意功勞を空ふせんと云ふに非ざれども經國の大計は至大至重にして細事情を顧るに遑あらず此邊に就ては當局者に於ても大に注意を要する所なかる可らず我輩敢て多言を須ゐず唯今回發布したる省令の精神をして獨り内務省に止まらず政府全般に普ねからんみとを希望するに外なきのみ

官報

〇内務省告示第三十五號

北海道集治監官制第七條第二項ニ據リ本監ヲ樺戸ニ置キ分監ヲ空知、釧路、網走ニ設置ス

明治廿四年七月三十日　内務大臣子爵品川彌二郎

内務省告示第三十五號發照

勅令第百八號北海道集治監官制（明治廿四年七月廿七日官報）抄錄

第七條第二項

本監及分監ノ廢設並位置ハ内務大臣之ヲ定ム

〇逓信省告示第百七十二號

今般朝鮮政府ニ於テ同國元山ニ電信局ヲ開設シ本邦付本年七月三十日以降本邦ト元山間ニ電氣通信ヲ開始ス其電報料ハ一語ニ付六十六錢ト定ム但對馬元山間ハ五十六錢トス

明治廿四年七月三十日　逓信大臣伯爵後藤象二郎

雜報

〇北海道集治監　同道には樺戸、空知、釧路の三監獄署ありて孰れも其地名を冠し某監獄署と稱し來りしを昨年中舊來の名稱を廢し某集治監と改稱する事と爲り本年は又網走へ分監を設き釧路集治監網走分監と稱する計りに「御身は必ず余の如く深く」と云ひ旁々當分は別に位置の變更あかるべしと云へ

〇東洋第一の巨砲　佛國に注文して新造中の我防禦甲鐵艦松嶋及嚴嶋の二艦と先きに横須賀に於て新造せし橋立と以上三艦の砲塔へ据付くる大砲は實に東洋第一の巨砲あり其砲身はローグー氏の監督にて佛國ハーヴルに於て鑄造し砲架はワンドー氏の監督又皮裝及水壓機械はラグーン氏の監督にてラセーンに於て製造せるものにて長さ四十口徑重量六十六噸の三十二糎カネット式あり砲腔(Bore)の全長は四十二英尺尾栓は

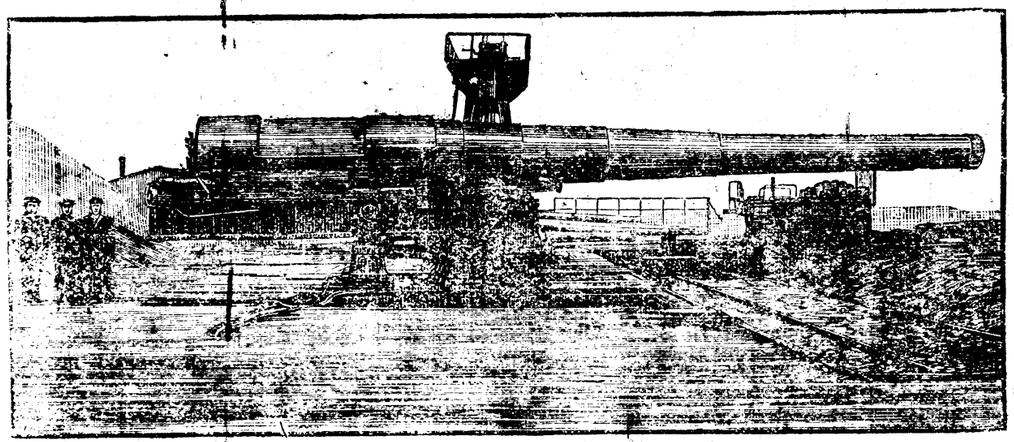

極めて簡單なる機械仕掛けにて一人その傍らに在りて押手を執れば開閉總べて自由あり砲塔の中央には下層の倉庫より彈丸及び火藥を引擧ぐる穴あり大砲の方向と共に自由に動くが故に如何なる向きに在る時も彈藥を込むるみと自在にして以て發射の時間を速かにし水壓砲架を用ゆるが爲めに砲塔の直徑を減ずる等他に勝れて利便ある箇所少からず先頃始めて竣功したるものをハーヴル近所に於て我政府より派遣中の委員と多數の佛國士官立會ひの上試驗したるに豫期の如く滿足なる結果を得たり即ち砲口に於ける練鐵の最大透貫力は百十五糎、二千五百米の距離にて砲身砲架共に毫も損所を見ざりしたる其砲身の發射試驗の際に採錄したる其砲身の

〇土地貸下規則の改正　北海道の官有地に從來開拓の土地貸下規則に依るるに從來開拓の土地貸下規則に依るるが其發布の當時には素より官民共に之を熟知せざるべしとは思はざりしに實施の日久しく次第に種々の弊害を生じ來れるを以て之を撤廢せざるべからず是非あるも此範圍内に於て其弊害を認めざるには非ざるも之を撤廢するより是非あるも此範圍内に於て其弊害を矯正し來りしかと到底該規則の渡發長官も赴任の當初より最も此點に注意あれば早晩其筋へ具申して改正する趣

〇區裁判所の合併　現今東京府下に區裁判所の合併ありて各區裁判所とも大概二三郡を所轄し孰れも其管内民業の繁閑に依り非常の場合に於ては其管内民業の繁閑に依り非常の場合に於ては所もあれば又至極事少なる裁判所もあるも上の制限により繁務ある裁判所にて定員不足なる能はざるを得ざるに付司法省にては三好文書局長は今度獨逸の制に倣ひ府下の各區裁判所を合併して街の中央に一大區裁判所を設けんとの編纂中なり右は本年の帝國議會に提出せんとするが之を現今の制に比較して新政治上の便利多少あるか

一、各犯罪人を數箇所へ護送の經費を節減し

〇海軍武官待命休職例　海軍武官待命休職條例

第一條　將官並に相當官の待命及休職者は直に官下の待命及休職者は第一局長の所轄とす

第二條　待命及休職者は東京府下に住するもの許可を受け但所在地に住居するみを得

第四條　待命及休職者傷痍疾病に罹り服役に堪

第五條　本條例は停職者に適用す

〇ビスマーク侯辭職の内情　昨年の三月十九日伯林に到着して先づビ侯に謁し

〇土地貸下規則の改正　北海道の官有地に從來開拓の土地貸下規則に依るるに從來開拓の土地貸下規則に依るるが其發布の當時には素より官民共に之を熟知せざるべしとは思はざりしに實施の日久しく次第に種々の弊害を生じ來れるを以て之を撤廢せざるべからず是非あるも此範圍内に於て其弊害を認めざるには非ざるも之を撤廢するより是非あるも此範圍内に於て其弊害を矯正し來りしかと到底該規則の渡發長官も赴任の當初より最も此點に注意あれば早晩其筋へ具申して改正する趣

〇區裁判所の合併　現今東京府下に區裁判所の合併ありて各區裁判所とも大概二三郡を所轄し孰れも其管内民業の繁閑に依り非常の場合に於ては其管内民業の繁閑に依り非常の場合に於ては所もあれば又至極事少なる裁判所もあるも上の制限により繁務ある裁判所にて定員不足なる能はざるを得ざるに付司法省にては三好文書局長は今度獨逸の制に倣ひ府下の各區裁判所を合併して街の中央に一大區裁判所を設けんとの編纂中なり右は本年の帝國議會に提出せんとするが之を現今の制に比較して新政治上の便利多少あるか

一、各犯罪人を數箇所へ護送の經費を節減し

飯船人が各區裁判所より一時に召喚する能はざる裁判所にて定員不足な